

国税局から「ダイレクト納付」のお知らせ

ダイレクト納付とは・・・

ダイレクト納付は、事前に税務署に届出書の提出^(注)等しておくことにより、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、簡単なクリック操作で届出をした預貯金口座から即時又は指定した期日に納付することができる新たな納付手段です。

(注) e-Tax を利用するための電子申告・納税等開始届出書の提出（送信）及びダイレクト納付利用届出書の提出が必要となります。

ダイレクト納付のメリット

- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスから納付が可能。
- ② 納付手続が簡単（電子申告等の後、簡単なクリック操作で納付手続が完了）。
- ③ インターネットバンキングの契約が不要。
- ④ 即時又は期日を指定して納付することが可能。

※ 即時納付は、金融機関の閉店後であっても、e-Tax の利用可能時間内であり、かつ、金融機関のオンラインサービス提供時間内であれば、利用が可能です。

なお、金融機関のオンラインサービス提供時間については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

- ⑤ 税理士の方が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。

※ 納税者本人の納税用確認番号を登録しておくことが必要です。

利用可能税目

電子申告が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

なお、納付情報登録を行うことにより、上記の税目にかかわらず全税目について利用が可能です。

※ 振替納税の利用ができない法人や源泉徴収義務者にも利用していただくことができます。

利用可能金融機関

道内に本支店を有する金融機関でダイレクト納付の利用可能な金融機関は以下のとおりです。

※ 新たに 20 の信用金庫においてダイレクト納付の利用が可能となります。

金融機関名 (平成23年11月現在)			
● 既に利用可能な金融機関（銀行）			
北洋銀行	北海道銀行	みずほ銀行	三菱東京 UFJ 銀行
三井住友銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行	青森銀行
秋田銀行	七十七銀行	北陸銀行	みちのく銀行
● 平成 23 年 11 月 1 日サービス開始（信用金庫）			
札幌信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫
北海信用金庫	旭川信用金庫		
● 平成 23 年 12 月 5 日サービス開始（信用金庫）			
北門信用金庫	伊達信用金庫	北空知信用金庫	日高信用金庫
函館信用金庫	小樽信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫
北星信用金庫	帯広信用金庫	釧路信用金庫	大地みらい信用金庫
北見信用金庫	網走信用金庫		

詳しくは・・・

上記のほか、ダイレクト納付に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されていますのでご覧ください。

お済みですか？ 消費税の届出！

消費税の届出はお済みですか？

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者とは？

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方が該当します。

※1 「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。

したがって、平成22年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成24年分の消費税の課税事業者に該当します。

※2 「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額（これらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額）をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成24年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成23年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注)1 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

2 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合にはやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要となります。

また、一般課税で申告される方（簡易課税制度を選択されない方）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。

消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

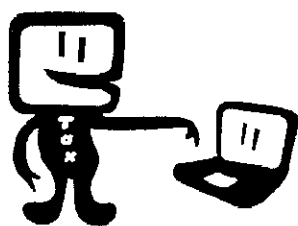
国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

～e-Taxをご利用いただくメリット～

- 国税庁ホームページから電子申告
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。）。
- 最高4,000円の税額控除
平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円（平成24年分については、最高3,000円）の控除を受けることができます（平成19年分から24年分の間でいずれか1回）。
- 添付書類を提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。
- 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です（メンテナンス時間を除く）。

～「e-Tax」をご利用いただく前に～



e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Taxご利用前には是非ご覧ください。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-015901

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

公的年金等を受給されている方へ



～ 平成23年税制改正のおしらせ ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下^(※1)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額^(※2)が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

- この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。住民税に関して詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額 - 給与所得控除 なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合には、所得金額は20万円を超えることとなります。
雑所得 (公的年金等以外)	個人年金、原稿料など	総収入金額 - 必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{ 総収入金額 - 収入を得るために直接要した金額 - 特別控除額(最高50万円) } × 1/2

ご存知ですか？公売

ご存知ですか？公売

公売って何？

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札又は競り売りの方法によって売却することをいいます。

公売では、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に市場価格より低い見積価額が設定されています。

※ 見積価額とは、公売財産の売却価額の最低額を示すもので、財産の公売に当たって税務署長が決定します。

誰が参加できるの？

次に該当する方を除き、原則としてどなたでも参加できます。

- ・ 公売財産を所有する滞納者
- ・ 国税庁、国税局、税務署に所属する職員
- ・ 公売の参加制限を受けた方

※ 公売財産（農地等）によっては、買受けられる方が制限されている場合があります。

どのような財産があるの？

土地・建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車等さまざまな種類の財産を公売しています。

公売はどこでやっているの？

公売は、全国の国税局や税務署の公売会場で行うほか、ご自宅のパソコンから参加できるインターネット公売も行っています。

その他、郵送で入札を受け付ける期間入札を行う場合もあります。この場合、遠隔地の公売会場に出向かなくとも、公売に参加していただけます。

注意点は？

公売では、公売財産を「現況有姿」のまま売却しますので、不動産については、登記簿謄本による権利関係の確認をするとともに、実際に現地に行って確認されることをお勧めします。

動産については、「下見会」を開催する場合がありますので、国税庁ホームページで日程等ご確認の上、実際にご自身の目で確認されることをお勧めします。

公売財産や公売予定日等、詳細に関しましては、
国税庁ホームページ【公売情報】(www.koubai.nta.go.jp)でご確認ください。
詳細な手続については、公売を実施する国税局又は税務署にお問い合わせください。

皆様のご参加お待ちしております。